



上富田町告示第 74 号

地方自治法第231条の2の3第2項に基づき、指定納付受託者の指定について、別紙のとおり告示する。

令和8年4月1日

上富田町長 奥田 誠



## 1 指定納付受託者

指定納付受託者の名称	地方公共団体情報システム機構
指定納付受託者の住所 又は事務所の所在地	東京都千代田区一番町25番地
指定納付受託者を指定 した日	令和8年4月1日
取り扱うことができる 歳入等の種類	住民票の写し等交付手数料 (住民票の写し、戸籍、税証明書、その他証明書等交付手数料)

## 2 連絡先

- (1) 担当 上富田町役場 住民課 住民・環境班 ①番窓口  
(2) 電話 0739(47)0550

昭和二十二年法律第六十七号  
地方自治法

(指定納付受託者)

第二百三十一条の二の三 歳入等の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するもの（以下「指定納付受託者」という。）は、総務省令で定めるところにより、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地、指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。